

ノベルティグッズ調達契約仕様書

1 事業名

福島イノベーション・コースト構想推進機構ノベルティグッズ調達契約

2 業務期間

委託契約締結の日から令和5年3月17日（金）まで

3 目的

福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という）が主催するイベントや県内外で行われるイベントへの出展等の際に、福島イノベーション・コースト構想（以下「構想」という）及び機構のPRを目的とし、目的に見合ったノベルティグッズ等を製作するものとする。

4 業務内容

（1）別紙の仕様一覧に沿ったノベルティグッズを製作するものとする。

（2）デザイン

構想及び機構を連想させるものを主とし、配布された人の興味関心をひきつけ、来訪及び参加を促すようなものとする。また、機構と協議の上で決定すること。

5 再委託

（1）一括再委託の禁止

契約を履行するにあたり、委託事項の全部を一括して第三者に委託してはならない。

（2）部分的再委託の承認

本契約を部分的に再委託する場合は、あらかじめ機構に再委託内容のわかる書面を提出し、承認を受けなければならない。

6 権利の帰属

本業務を遂行するに際し、作成した情報・コンテンツに対する成果は公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構に帰属する。

7 成果物

受託者は委託契約書に定めるものを含め、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの（紙媒体1部）
 - ア 主任担当者通知書（様式第1号）
 - イ 着手届（様式第2号）
 - ウ 実施体制（任意様式）
 - エ 実施日程表（任意様式）
 - オ その他、機構が必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの（ア～ウ、カ：紙媒体1部）
 - ア 完了届（様式第3号）
 - イ 完了報告書（様式第4号）
 - ウ 請求書に係る内訳書（任意様式）
 - エ 制作物一式
 - オ その他、機構が必要と認める書類

8 その他

- (1) 本業務に関わる責任者及び担当者については、本業務の趣旨・内容を十分に理解し、かつ業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- (2) 受託者は工程（日程）管理を適切に行い、無理のないスケジュールで実施すること。また、スケジュール管理を徹底するため、機構と打ち合わせを定期的に実施し、進捗状況を逐一、連絡すること。ただし、機構の定めた期日までに要求されたものは必ず提出すること。
- (3) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用または借用した第三者のものを除き、機構に帰属するものとし、その利用及び再編集は機構において自由に行うことができるものとする。
- (4) 画像等の著作権等について、必要に応じて受託者が料金を支払う等一切の処理を済ませた上で納品すること。納品後に著作権等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、機構はその責任を負わない。
- (5) 受託者は、契約書及び仕様書に基づき、業務の詳細について機構と協議の上で決定すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた場合は、双方協議の上で定めること。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必

要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

ノベルティグッズ 仕様一覧

品名	数量	仕様
不織布トートバッグ	3,000	イノベ機構のマークと名称印刷 印刷：フルカラー、インクジェット印刷 マチ無 規格：幅280mm×高さ340mm 素材：不織布
カバー付きフセンメモ	10,000	カバー付きのもの カバーにイノベのマークと名称印刷 印刷：フルカラー印刷
ウェットティッシュ	5,000	シール部分にイノベマークと名称印刷 印刷：フルカラー、オフセット印刷 規格：[本体]横140mm×縦76mm ※10枚入りぐらいのもの